

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

## 戦後農政

## 基本法農政

## 新農政

## 新基本法農政

基本的課題

農村の貧困追放と都市への食料供給

### S36 農業基本法制定

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物へ生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営の育成
- ③市場原理の一層の導入

### H11 食料・農業・農村基本法制定

- ①食料の安定供給の確保
- ②多面的機能の十分な発揮
- ③農業の持続的な発展
- ④農村の振興  
⇒食料自給率目標の導入

### 広範な自作農を創設・定着するための農地改革

- ・農地法の制定(S27)
- ・農協法の制定(S22)
- ・農業災害補償法の制定(S22)

### 農地流動化推進

- ・農地法の改正(S45)  
(借地による農地流動化)
- ・農用地利用増進事業(S50、単独法化(S55))
- ・自立経営農家の育成(農業基本法(S36))
- ・農業災害補償法の改正(果樹共済の開始(S47))

### 担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進法(H5)  
(経営支援策の体系化、認定農業者制度の創設)
- ・スーパーL資金の創設(H6)

### 効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

- ・農地法の改正(H21)  
[リース方式による一般企業参入の全面自由化]
- ・農地中間管理機構関連2法の制定(H25)  
[農地中間管理機構を都道府県段階に創設]
- ・農協法改正(H27)  
[地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整備]
- ・中山間地域等直接支払制度(H12)  
[品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H19)が車の両輪]
- ・経営所得安定対策等大綱(H17)  
[販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施  
米価下落時の補填  
経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の実施]
- ・戸別所得補償制度(H22~H25)  
※「経営所得安定対策」に名称変更(H25)
- ・「制度設計の全体像」の決定(H25)

### 食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

- 食糧法制定(S17)
- ・食糧増産5か年計画(S27)
- ・恒常的な米輸入

### 米の生産調整開始

- ・米価算定に生産費所得補償方式導入(S35)
- ・米の生産調整本格開始(S46)

### 国の全量管理から民間主導の流通へ

- ・食糧法制定(H6)  
(備蓄のための政府買入れに限定、計画流通制度への移行等)
- ・新たな米政策大綱決定(H9)  
(稲作経営安定対策創設(H9)、備蓄運営ルールを導入)

### 米政策改革

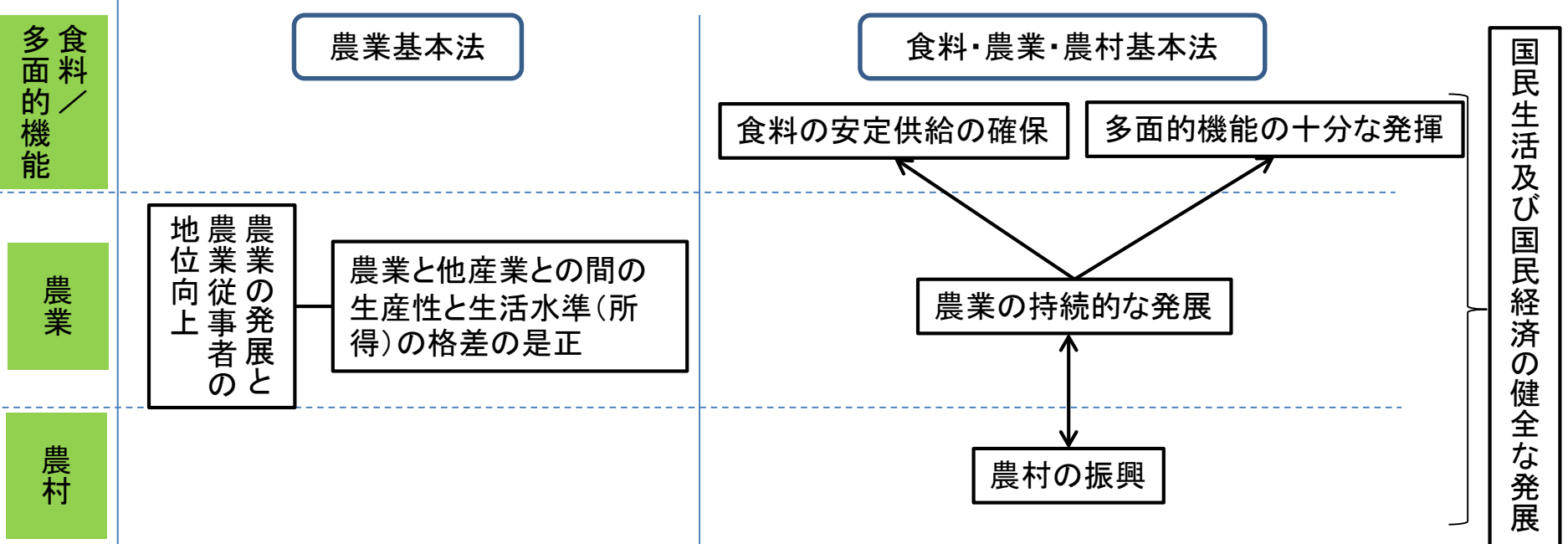
- ・米政策改革大綱決定(H14)  
[生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)]
- ・食糧法改正(H16)  
[計画流通制度の廃止等]
- ・米の需給調整の見直し(H22~)  
[「制度設計の全体像」の決定(再掲)  
米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする]
- ・行政による生産数量目標の配分廃止(H30)

農地

担い手・経営

米

- 高度経済成長を経て、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化。
- このため、UR合意を契機に農業基本法の見直しを求める声が高まり、平成11年7月、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げた食料・農業・農村基本法が制定。

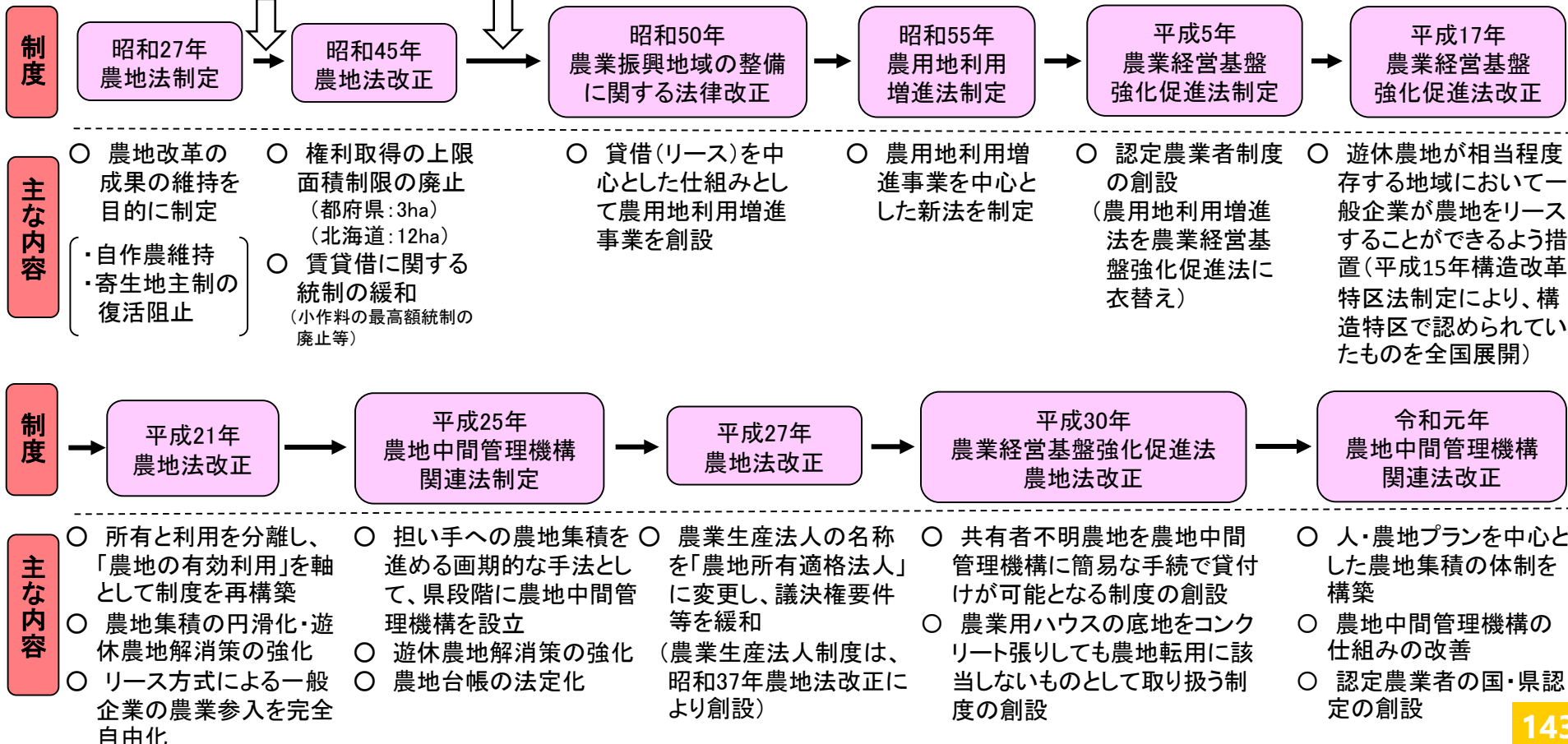


- ポイント
- 農業の生産性の向上
  - 農業の総生産の増大と選択的拡大
  - 農産物の価格の安定
  - 家族農業経営の発展と自立経営 等

- 基本計画の策定(R2に現行計画策定(食料自給率目標:45%))
- 消費者重視の食料政策の展開
- 効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
- 中山間地域等の生産条件の不利補正 等

- 農業基本法の下で、所有権移転による自作農の規模拡大を目指したものの、①機械化による稲作の労働時間の短縮に伴う兼業化の進展、②農地の資産的保有意識の高まりなどで農地の流動化は進まなかった。
- このため、貸借による規模拡大に転換するとともに、意欲と能力のある経営体を明確化し、それらの者(担い手)に対する農地集積が進められることとなった。

昭和36年 農業基本法制定  
昭和47年日本列島改造論 (地価上昇)

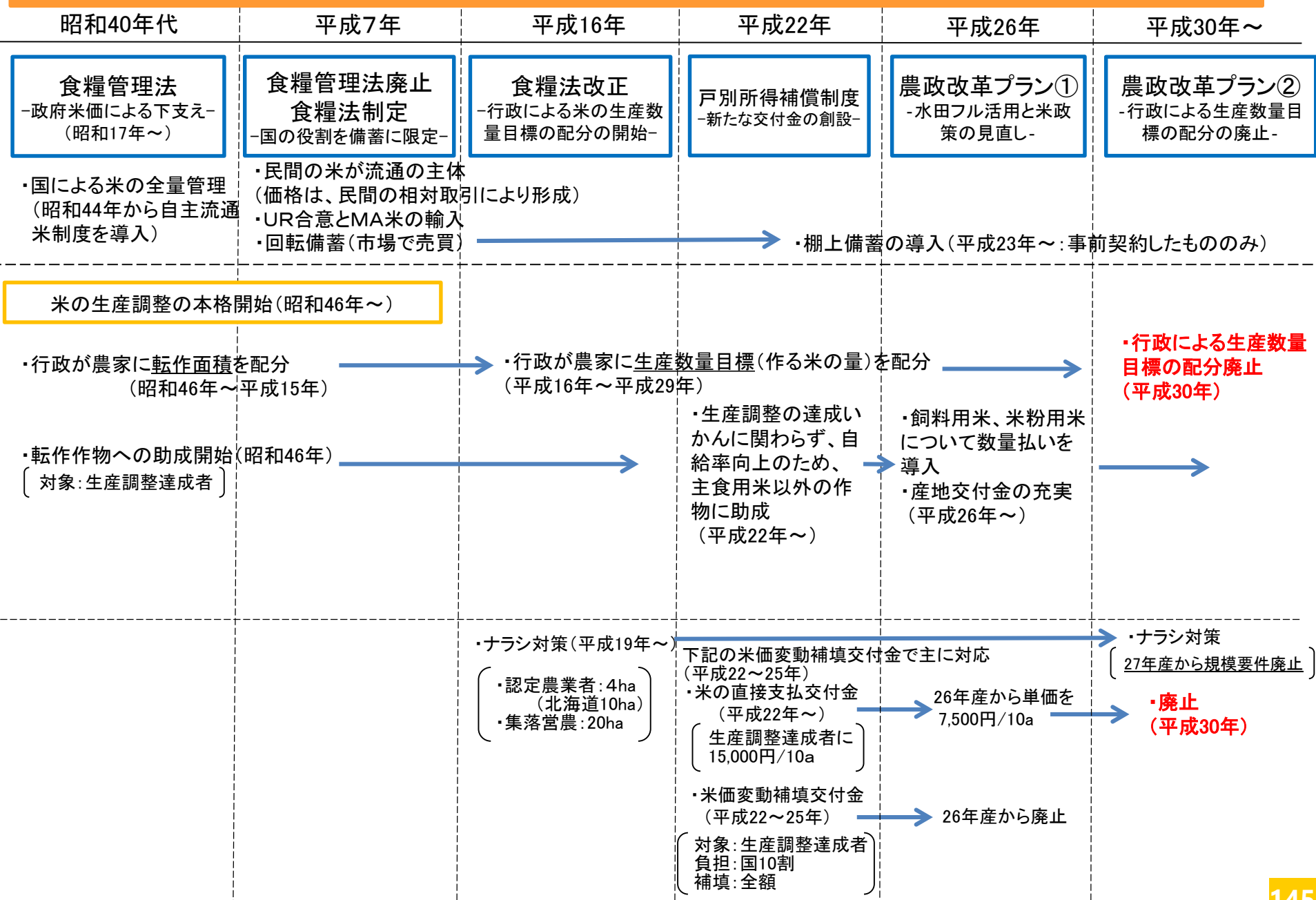


- 平成19年から、担い手に対象を限定した水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を導入。（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策））
- 平成22年から、全ての販売農家を対象とする米の直接支払交付金を新たに措置したが、平成26年から、米の直接支払交付金を削減し、30年産から廃止。

平成19年	平成22年	平成26年	平成27年	平成30年～
<p><b>法律の制定</b> -水田・畑作経営所得安定対策の導入-</p>	<p><b>戸別所得補償制度の導入</b> -新たな交付金の創設- (22年は米のモデル事業として実施)</p>	<p><b>農政改革プラン</b> -経営所得安定対策の見直し-</p>	<p><b>新たな経営所得安定対策の実施</b></p>	
<p>・ゲタ対策(平成19年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者: 4ha (北海道10ha)</li> <li>・集落営農: 20ha</li> </ul>	<p>※全ての販売農家を対象 (平成23～26年)</p>		<p>〔認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止]〕</p>	→ 継続
<p>・ナラシ対策(平成19年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者: 4ha (北海道10ha)</li> <li>・集落営農: 20ha</li> </ul>	<p>下記の米価変動補填交付金で主に対応(平成22～25年)</p>		<p>〔認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止]〕</p>	→ 継続
	<p>・米の直接支払交付金 〔生産数量目標に従って、 生産する農家に15,000円/10a〕</p>	<p>→ 26年産から単価を 7,500円/10aに削減</p>		→ <b>廃止(平成30年)</b>
	<p>・米価変動補填交付金 〔対象: 生産数量目標に従って、 生産する農家 負担: 国10割 補填: 全額〕</p>	<p>→ 廃止(平成26年)</p>		

# 農政の歩み⑤

# 米政策の変遷





# 類似用語の関係整理

## 生産額・所得

### 目的

国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額を知りたいとき

### 用語

農業総産出額

### 統計値<出典>

9.1兆円(平成30年)  
〈生産農業所得統計〉

国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額から物的経費を引いた付加価値額を知りたいとき

生産農業所得

3.5兆円(平成30年)  
〈生産農業所得統計〉

GDP(国内総生産)のうち、農業が生み出した付加価値額を、他産業や外国と比較するとき

農業総生産

5.7兆円(平成30年)  
〈国民経済計算〉

・農業総産出額 9.1兆円

最終生産物の生産量×価格

・生産農業所得 3.5兆円

経常補助金

間接税

減価償却費

資材費等

(肥料、農薬、光熱費等)

物的経費

・農業総生産 5.7兆円

資材費等

(肥料、農薬、光熱費等)

農業総産出額+中間生産物(種子、飼料作物等)+農業サービス(選果場等)

## 農業経営体

### 目的

農業生産や農作業受託の事業を営む者の数を知りたいとき

### 用語

農業経営体

### 統計値<出典>

119万経営体(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

農業を営む世帯数を知りたいとき

家族経営体

115万経営体(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

家族経営体のうち、販売用の農産物を主に生産する世帯数を知りたいとき

販売農家

113万戸(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

農業を営む会社や集落営農等の数を知りたいとき

組織経営体

4万経営体(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

## 農家(世帯)

### 目的

自家消費も含めて農業を行っている全ての世帯数を知りたいとき

### 用語

農家

### 統計値<出典>

216万戸(平成27年)  
〈2015年農林業センサス〉

販売用の農産物を主に生産する世帯数を知りたいとき

販売農家

113万戸(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

農業による所得が主である65歳未満の世帯員がいる世帯数を知りたいとき

主業農家

24万戸(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

農業以外の兼業者がいない(年齢制限なし)世帯数を知りたいとき

専業農家

37万戸(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

農業以外の兼業者がいる世帯数(年齢制限なし)を知りたいとき

兼業農家

76万戸(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

自家消費用の農産物を主に生産する世帯数を知りたいとき

自給的農家

83万戸(平成27年)  
〈2015年農林業センサス〉

## 販売農家の世帯員

### 目的

年間1日以上自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき

### 用語

農業従事者

### 統計値<出典>

276万人(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

主に自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき(家事や育児が主体の主婦や学生等も含む)

農業就業人口

168万人(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

ふだん仕事として、主に自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない)

基幹的農業従事者

140万人(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

## 農業における被雇用者

### 目的

長期(7か月以上)で雇われた人数を知りたいとき

### 用語

常雇い

### 統計値<出典>

24万人(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉

短期(臨時)で雇われた人数を知りたいとき

臨時雇い

235万人(平成31年)  
〈農業構造動態調査〉